

## ④被災者の居住の安定確保

### ■具体的な施策等

- 個人版私的整理ガイドラインの運用支援
- 木造の長期優良住宅の供給
- 災害復興住宅融資等の実施

個人版私的整理ガイドラインの運用支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(1)災害に強い地域づくり、(3)地域経済活動の再生	
項	④被災者の居住の安定確保、⑧二重債務問題等	作成年月
目	(ii)、(i)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<input type="checkbox"/> 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定・公表(個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会、平成 23 年 7 月 15 日)		
<input type="checkbox"/> 個人版私的整理ガイドラインの運営主体である一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立(平成 23 年 8 月 1 日)		
<input type="checkbox"/> 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するため、「平成 23 年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7 億円の使用を決定(平成 23 年 8 月 19 日閣議決定)		
<input type="checkbox"/> ガイドライン運営委員会が、仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべく、ガイドラインの運用の見直しを決定(平成 23 年 10 月 26 日)		
<input type="checkbox"/> ガイドライン運営委員会が、自由財産たる現預金の範囲について、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張することを公表(平成 24 年 1 月 25 日)		
<input type="checkbox"/> 金融機関に対し、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、ガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること、等の要請を実施(平成 24 年 7 月 24 日(注1)、25 年 12 月 10 日(注2)) <small>(注1)東北財務局からも同様の要請を実施(平成 24 年 10 月 1 日)</small> <small>(注2)東北財務局、関東財務局からも同様の要請を実施(平成 25 年 12 月 10 日)</small>		
<input type="checkbox"/> ガイドライン運営委員会が、申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上、自由財産の範囲内として取り扱われる財産により不動産を購入した場合には、当該不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱うことを公表(平成 24 年 12 月 19 日)		
<input type="checkbox"/> ガイドライン運営委員会が、ガイドラインに基づく運用の明確化を図る観点から、「個人版私的整理ガイドライン運用規準」を策定(平成 25 年 10 月 30 日)		
<input type="checkbox"/> 各種政府広報や、マスメディアを活用した周知広報のほか、金融機関におけるポスター・チラシ等の設置、利用勧奨のご案内の一斉送付、自治体の協力を得た仮設住宅等への入居者へのチラシ等の配布などの周知広報を実施		
<input type="checkbox"/> 地方公共団体、弁護士会等と連携した無料相談会を実施		
<input type="checkbox"/> 地方公共団体、弁護士会、金融機関等と連携したワンストップ無料相談会を実施		
<input type="checkbox"/> これまでに 1,347 件の債務整理が成立(28 年 4 月 1 日時点)		
当面(今年度中)の取組み		
<input type="checkbox"/> 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助		
<input type="checkbox"/> ガイドライン運営委員会等と協力した周知広報を引き続き実施		

中・長期的(3年程度)取組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインに基づく申出、弁済計画の策定等を通じた私的整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施。</li> </ul>
期待される効果・達成すべき目標
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、ガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が新たな生活に向けて再スタートを切る一助となることが期待される。</li> <li><input type="checkbox"/> ガイドライン運営委員会のホームページにおいて、週次で債務整理の成立件数等を公表。</li> <li><input type="checkbox"/> なお、当該施策は民間当事者間の合意によるものであることから、定量的効果を示すことは困難。</li> </ul>
平成27年度補正予算及び平成28年度予算における予算措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 平成 28 年度予算で、被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助及びガイドラインの周知広報に係る経費として合計約 1.2 億円を措置。【復興特会】</li> </ul>

木造の長期優良住宅等の供給		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(i)、(v)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 21 年度補正予算(第1号)、平成 22 年度当初予算及び補正予算(第2号)、平成 23 年度当初予算、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対する補助を全国で実施。</li> <li>○ 平成 23 年度補正予算(第3号)により、東日本大震災の被災地において同様の補助を実施。</li> <li>○ 平成 24 年度～平成 27 年度当初予算及び平成 26 年度～平成 27 年度補正予算により、地域材等資材供給から設計・施工に至る関連事業者からなるグループによる木造の長期優良住宅等の建設等に対する補助を全国で実施。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災の被災地をはじめとした全国の各地域において、地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、流通事業者、建築士、中小工務店等が連携して取り組む木造の長期優良住宅、ゼロ・エネルギー住宅、性能向上計画認定住宅及び認定低炭素住宅並びに認定低炭素建築物等の一定の良質な建築物(非住宅)の建設等に対して補助を実施。</li> </ul>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、地域の木造住宅関連事業者の連携による良質な木造住宅の供給促進に取り組む。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来にわたって継続される、地域における木造住宅生産・維持管理体制が構築されるとともに、被災者の恒久的な住まいの確保にも資する。</li> <li>○ 新築住宅における認定長期優良住宅の割合 11.3(平成 26 年度)→20%(平成 37 年度)</li> </ul>		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型住宅グリーン化事業 16.8 億円の内数(平成 27 年度補正予算)</li> <li>・地域型住宅グリーン化事業 110 億円の内数(平成 28 年度予算)</li> </ul>		

災害復興住宅融資等の実施		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 ④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(②)(iv) (④)(ii)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ (独)住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資(災害復興宅地融資を含む。)において融資金利の引下げ(当初5年間は0%等)等の実施。 受理件数:16,706 件 実行件数:13,295 件(平成 28 年3月末時点)</p> <p>○ (独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る返済期間等の延長及び払込猶予期間中の金利引下げ措置の実施。 承認件数:6,150(平成 28 年3月末時点)</p> <p>○ (独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に沿った既往債務の負担軽減のための適切な措置を実施。 債務整理の同意件数:350 (平成 28 年3月末時点)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、制度の周知徹底を図り、利用者のニーズを踏まえながら、適確に上記の措置を実施する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 引き続き、制度の周知徹底を図り、利用者のニーズを踏まえながら、適確に上記の措置を実施する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 災害復興住宅融資等により、被災者の自力での住宅の再建等を支援。		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
—		